

平成 16 年 11 月 1 日

文 部 科 学 省 御 中

規制改革・民間開放推進会議

教育・研究WG

主 査 白 石 真 澄

「教育・研究WG」審議内容に関する質問事項

平素より、規制改革・民間開放推進会議の活動にご協力賜りありがとうございます。

さて、別紙にて「官製市場民間開放委員会（公開討論）に向けての質問事項」を送付させて頂きましたが、下記の案件に就きましても当会議と致しましては、極めて重要な課題であると位置付けており、今後WGにて審議を行う予定としております。下記の質問事項に対し、恐れ入りますが、11月10日（水）17:30迄に書面にてご回答賜りたく、お願いします。

また、提出された資料は、ホームページ等にて公開させていただきます。

—記—

I. 義務教育の改革

1. 本年8月10日に発表された「義務教育の改革案」（河村文部科学大臣（当時））に基づき、貴省において、具体的な検討が進められていると承知しているが、各論点毎に、検討状況、今後の改革の具体的な方向性、及び、検討スケジュールにつき、ご説明願いたい。

2. 当会議も義務教育の抱える問題点について早急な改革を実現することは極めて重要な政策課題と考えている。

しかし、改革の具体的な方向性や手段については、下記の点を踏まえて検討を進めることが必要不可欠であると考えます。この点につき、貴省の見解をご説明願いたい。

- ① 全般：教育サービス提供者による創意工夫を、競争促進を通じて実現できるような義務教育改革を目指すことが必要であること。
- ② 教員養成のための専門職大学院の設置：特定の課程を修了した者の教員への登用を仮に優遇・奨励することとなりうるのであれば、むしろ教員

への任用に対する参入規制の強化として機能することとなるため、規制改革の趣旨に本来的に逆行することとなること。そもそも、現在の教員の指導力不足が大学院レベルの教育の不存在によるものであることについての論拠は見当たらないこと。また、優れた資質を持つ社会人一般の学校教育への参加（民間人校長や、教員免許は持たないものの指導にふさわしい知見を持つ者の常勤教員への任用等）の在り方、これとの整合性についても、あわせて検討する必要があること。

- ③ 教員免許更新制の導入：教員免許制自体が優れた資質を持つ社会人一般の任用に対して抑制的に機能している点、教員の採用の在り方、適性を欠く教員の審査とその排除の在り方、教員採用試験・基準の在り方、教員免許の取得・更新要件の在り方、これらの審査の透明性・中立性・公正性、保護者や地域住民の学校評価への更なる関与の在り方、市場における評価結果（保護者・生徒等による選択結果）の重視といった点につき、抜本的に検討しなければ、むしろ、市場での不適格者排除の可能性を閉ざし、かえって憂慮すべき事態を招来し得ること。

以上

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

今後の教員養成・免許制度の在り方について

平成16年10月20日

文部科学大臣 中山 成彬

(理由)

教職は、人間の心身の発達にかかわる専門的職業であり、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えるものである。

近年、学校教育が抱える課題は、一層複雑・多様化してきている。直面する教育課題に対応し、21世紀を切り拓(ひら)く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から、「人間力向上」のための教育改革を着実に進めていくためには、教員の果たす役割が極めて重要であり、保護者や国民の期待も益々高まってきている。

信頼され、安心して子どもを託すことのできる学校づくりを進めていくためには、優れた資質能力を有する教員を養成・確保していくことが不可欠であることから、これからの社会の進展や将来の学校教育の姿を展望しつつ、今後の教員養成・免許制度の在り方について、幅広く検討することが重要と考える。

当面、次の事項について検討する必要がある。

- (1) 教員養成における専門職大学院の在り方について
- (2) 教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について

## 文部科学大臣諮問理由説明

平成16年10月20日

教職は、人間の心身の発達にかかわる専門的職業であり、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えるものであります。

近年、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育が抱える課題は、一層複雑・多様化してきております。このような教育課題に対応しつつ、21世紀を切り拓（ひら）く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から、現在、「人間力向上」のための教育改革を進めておりますが、改革が十分な成果を上げるためには、教員の果たす役割が極めて重要であり、保護者や国民の期待も益々高まってきております。

教員としての資質能力は、養成・採用・現職研修の各段階を通じて形成されていくものであり、教職生活の全体を通じて、その向上を図っていくことが求められます。このため、これまで、教員免許状の種類や免許基準の改善、人物重視の採用選考方法への移行、初任者研修や10年経験者研修の制度化など、所要の施策を総合的に講じてきたところであります。

一方、現在の教員養成については、大学等の教職課程が今日の学校現場が抱える複雑化・多様化する課題に必ずしも十分対応していないなどの課題が指摘されており、教科指導や生徒指導等に関する高度な専門性と実践的な指導力を確実に身に付けさせることが求められております。また、いわゆる指導力不足教員の認定者数の増加等を背景として、教員一人ひとりが自己の資質能力の向上のために一層研鑽を積むことが強く求められるとともに、養成段階から教員としての適格性や専門性を適切に判断することの重要性が高まっております。

このような状況を踏まえ、信頼され、安心して子どもを託すことのできる学校づくりを進めていくためには、優れた資質能力を有する教員を養成・確保していくことが不可欠であります。このため、これからの社会の進展や将来の学校教育の姿を展望しつつ、今後の教員養成・免許制度の在り方について、幅広く検討することが重要であると考えております。

当面、次の事項について、速やかに御審議をお願いしたいと考えております。

第一は、教員養成における専門職大学院の在り方についてであります。

現在、教員養成については、一般大学と教員養成系大学・学部とがそれぞれの特色を発揮して行っております。また、学部における教員養成のほか、大学院修士課程において、教科又は教職に関する専門性をより深める教員養成を行っております。

養成・採用・現職研修の各段階のうち、養成段階に期待される役割については、平成9

年の教育職員養成審議会第1次答申において、教職課程の履修を通じて、教員としての職務を実践できる「最小限必要な資質能力」を身に付けさせることであるとされております。

一方、現在の教員養成については、例えば、教職課程の科目は理論や講義が中心で、演習や実験、実習等の時間が必ずしも十分ではないこと、教職経験者が指導に当たっている例が少ないことなど、実践面での指導力の強化が課題として指摘されております。

このような現状や課題等を踏まえ、高度な専門性と実践的な指導力を有する教員の養成や、現職教員の再教育の充実を図っていくためには、学校現場の様々な課題に即した教育を高度なレベルで実践的に行う教員養成の仕組みを整備する必要があり、教員養成における専門職大学院制度の活用やその在り方について、検討する必要があると考えております。

具体的には、今日の教員に求められる専門性や指導力、教員養成全体における専門職大学院の役割及び位置づけ、教育内容及び方法、専門職大学院制度の趣旨等を踏まえた具体的な教育体制等の設計、設置形態及び整備目標、専門職大学院の修了者の処遇等を中心に御検討をお願いいたします。

第二は、教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入についてであります。

現在、教員免許制度は、教育職員免許法に基づき、学士の学位等一定の基礎資格を有し、大学等の教職課程において所要の単位を修得した者に対して、終身有効の教員免許状を授与する制度となっております。

これまで、教員免許制度については、教育職員養成審議会等の答申を踏まえて、専修免許状の創設や教員免許状の取得に必要な単位数の引き上げ、教職に関する科目の充実等、教員の資質能力の向上に関わる様々な改善を図ってきたところであります。

一方、現在の教員免許制度については、教員免許状の授与に際して、実際の教科等の指導力や適格性等を含めた教員としての全体的な資質能力は必ずしも十分に判断されていないこと、また教員採用者数に比べて、教員免許状取得者数をはるかに多く、この中には教職を志望しない者も少なからず含まれていることなどが指摘されております。

このような現状や課題等を踏まえ、教員免許状が教員として必要な資質能力を確実に保証するものとなるようにするとともに、教員一人ひとりが常に緊張感を持って、自己の資質能力の向上のために一層研鑽を積むようにするためには、教員免許制度を改革し、教員免許更新制を導入すること等について、検討する必要があると考えております。

具体的には、教員免許更新制の導入の意義及び位置づけ、教員免許状の授与の仕組みや更新手続きなど教員免許更新制の具体的な制度設計、教職課程の履修状況を十分に判断した上で教員免許状を授与するための方策、学部段階の教職課程の改善・充実方策、教職課程の認定に係る審査等の見直し、教員免許状の種類の内訳、教員免許状と教員の処遇との関係等を中心に御検討をお願いいたします。

このほか、教員養成・免許制度の在り方については、今後、学校教育を取り巻く課題や

社会状況の変化等に伴い、検討が必要になる課題が出てくることも考えられることから、本審議会におかれましては、これらの課題についても、必要に応じて、逐次、御検討いただきたいと考えております。

以上、今後の審議に当たり、御検討をお願いしたい事項について申し上げました。国民の信頼にこたえる、優れた資質能力を有する教員の養成・確保が確実に図られるよう、今後の教員養成・免許制度の在り方について、幅広い観点から忌憚(たん)のない御意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

(初等中等教育局教職員課)

## 義務教育の改革案

平成16年8月10日  
文部科学大臣 河村 建夫

1. 義務教育制度の弾力化

《義務教育の到達目標の明確化と制度の弾力化》

- 義務教育の役割を再確認し、その到達目標を明確に設定。
- 小・中学校の区切り方や小中一貫の導入など、義務教育の制度を弾力化し、地方が多様な教育を主体的に実施。

2. 教員養成の大幅改革

《教員の資質の飛躍的な向上のため、教員養成・免許制度の大幅改革》

- 教員養成のための専門職大学院などの設置。
- 教員免許更新制の導入。

3. 学校・教育委員会の改革

《地方が自ら考え創意工夫できるよう、地方・学校の権限強化》

- 保護者・住民が学校運営に参画する「学校評議員」「学校運営協議会」の全国化。
- 学校評価システムの確立と教員評価の徹底。
- 教員人事、学級編制についての地方・校長の権限強化。
- 教育行政の責任ある担い手となるよう、教育委員会の在り方を見直し。

4. 国による義務教育保障機能の明確化

《義務教育の根幹（機会均等・水準確保・無償制）については、国が責任を持って担保》

- 国の基準を必要最低限のものに見直し、地方が創意工夫を生かして義務教育を実施。
- 義務教育費国庫負担制度については、義務教育の根幹を支える財源保障としての役割を明確にし、地方の自由度を更に高める観点から改革。

## 【説明】

義務教育は、人格形成の基礎であり国民として必要な素養を身につけるものであって、憲法第26条の定める国民の教育を受ける権利を保障するため、国は責任を果たすことが必要である。義務教育は、全国どこでも、必要な教育内容・水準が保障され、無償で行われなければならない。このような義務教育の根幹（機会均等・水準確保・無償制）は、国の責任でしっかりと担保する必要がある。その上で、教育の実施に当たっては、地方が責任を持ち、学校ができるだけ創意工夫を発揮して行われるべきである。これによって、義務教育はその目的を達成できると考える。

今日、先進各国においても、同じような考え方に立って、国が教育の目標を設定してその水準の確保に責任を負い、その達成のため、国が必要な教育投資を惜しまず行う一方で、教育の実施はできる限り地方・学校の創意工夫を生かすようにしている。

このような基本的な考え方の下に、以下の4つの改革に取り組む。

### 1 義務教育制度の弾力化

国民に共通に必要とされる確かな学力、豊かな心、健やかな体を養うという義務教育の役割を再確認し、学校教育法や学習指導要領を見直し、義務教育の9年間で子どもたちが身に付けるべき資質・能力の最終の到達目標を明確に設定する。

義務教育の制度を弾力化し、地方が多様な教育を主体的に実施できるようにする。6-3制の小・中学校の区分についても、地方の実情に応じ、例えば、6-3以外の区分を可能としたり、小中一貫教育の導入を可能とするなど、柔軟な制度にする。

### 2 教員養成の大幅改革

教員の資質の飛躍的な向上を図るため、教員養成のための専門職大学院を設置し、大学院レベルで高度かつ実践的な教員養成を行う。

教員免許に一定の有効期限を設け、更新時に教員としての適格性や専門性の向上を評価する。



### 3 学校・教育委員会の改革

保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子どもの教育に当たることができるよう、「学校評議員」「学校運営協議会」の全国的な設置を促進する。

すべての学校が教育活動や学校運営の成果について評価を行い、結果を保護者・住民に公表する。教員評価を徹底し、優秀な教員を顕彰し処遇に反映させる。問題教員を教壇に立たせない仕組みを強化する。

教員人事・学級編制に関する権限をできる限り地方や学校に移し、地域・学校が責任をもって学校運営に当たれるようにする。

これに合わせ、教育委員会についても、教育行政の責任ある担い手として、地域の課題に主体的に取り組むよう、その在り方を見直す。

### 4 国による義務教育保障機能の明確化

国の義務教育に関する基準を必要最低限のものとなるよう見直し、義務教育をできる限り地方が創意工夫を生かして実施できるようにする。

義務教育の根幹（機会均等・水準確保・無償制）を支え、国の責任を果たすため、教育費が十分に確保され、かつ、地域間の格差を生じることがないように、義務教育費国庫負担制度については、財源保障としての役割を明確にし、地方の自由度を高める観点から更なる改革を進める。